

廃対第428号
令和元年12月13日

岐阜県行政書士会会長 様

岐阜県環境生活部廃棄物対策課長

使用済自動車の再資源化等に関する法律等の改正に係る許可事務の取
扱いについて

日頃から、県の廃棄物行政に御理解と御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律37号）が令和元年6月14日に公布され、使用済自動車の再資源化等に関する法律が改正されるとともに、使用済自動車の再資源化等に関する法律施行令及び使用済自動車の再資源化等に関する法律施行規則（以下「施行規則」という。）が改正され、令和元年12月14日から施行されます。

この改正により、いわゆる「欠格要件」として規定されていた「成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの」が「心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として主務省令で定める者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者」とされました。

このうち、「心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として主務令で定める者」については、施行規則において、「精神の機能の障害により、各業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者」とされ、解体業及び破砕業の許可申請等に係る添付書類についても、「成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書」が「法第62条第1項第2号イ（※）に該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類」に改められました。

本県では、各欠格要件のいずれにも該当しないことを誓約する書類（誓約書）により審査することとし、これまで求めていた登記されていないことの証明書の提出は不要とするとともに、登録及び許可後に立入調査等を通じて精神機能の障害（認知症等）が疑われる場合は、医師の診断書を求めることとしましたので、御承知おきいただくとともに、貴会会員へ周知くださるようお願いいたします。

（※）成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの

なお、許可申請にあたっての解体業及び破砕業許可申請等の添付書類については

修正を行い、令和元年12月14日に県公式ホームページで公表しますので御確認ください。

【岐阜県ホームページ】

https://www.pref.gifu.lg.jp/kurashi/gomi/haikibutsu/11225/index_18609.html

【関係通知】

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化を図るための関係法律の整備に関する法律等の施行について

(令和元年11月21日付け環循適発第1911211号、環循規発第1911212号)

岐阜県環境生活部			
廃棄物対策課 産業廃棄物係			
担当係長	神谷	担当	勝野
TEL	058-272-8217		
FAX	058-278-2607		